

## 苫小牧市印刷物の調達におけるオープンカウンター方式による見積合わせ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、財政部契約課が行う印刷物の調達手続に係るオープンカウンター方式による見積合わせの実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領においてオープンカウンター方式とは、財政部契約課が行う印刷物の調達に係る見積合わせにおいて、見積りの相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象案件)

第3条 この要領の対象となる案件（以下「オープンカウンター案件」という。）は、原則として予定価格が5万円以上130万円以下の印刷物に係る製造の請負のうち、市長が別に定めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 仕様・条件が複雑で、見積りを行うに当たり、発注担当課から事前に詳細な説明を受ける必要があるとき
- (2) 納入期限までの期間が短く、適切な見積期間が確保できないとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長がオープンカウンター方式による調達が不相当であると判断したとき

(参加資格要件)

第4条 オープンカウンター案件に参加することができる者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は同条第2項各号に該当しない者
- (2) 苫小牧市内に本店又は支店等を有し、当該本店又は支店等が苫小牧市物品購入等競争入札参加資格名簿の大分類「印刷製本」に登録されている者
- (3) オープンカウンター案件の公開の日から契約の相手方を決定する日までの間に、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者

2 市長は、前項に定めるもののほか、案件ごとに必要な参加資格要件を定めることができる。

(案件の公開)

第5条 オープンカウンター案件の公開は、原則として週1回とし、財政部契約課ホームページに掲載することにより行う。

2 公開する事項は、見積の案件番号、案件名、数量、履行期限、発注担当部署名、見積書様式、仕様書その他特記事項とする。

3 印刷物のサンプルがある場合は、オープンカウンター案件の公開の日から見積書の提出期限まで財政部契約課において閲覧に供する。

4 仕様について質疑があるときは、契約課又は発注担当課に説明を求めることができる。

(見積書の提出)

第6条 見積書の提出期限は、原則、案件を公開した日の翌日から起算して5営業日目の午後1時とする。

- 2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者は、持参により財政部契約課に提出しなければならない。
- 3 一度提出した見積書は、書換え、引換え、又は撤回することはできない。
- 4 見積書提出後、仕様について不知又は不明を理由に異議を申し立てることはできない。  
(見積書の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 見積者の記名押印がない見積書
- (2) 同一の案件において、同一人がした2以上の見積書
- (3) 見積書の記載金額を加除訂正した見積書
- (4) 見積書の記載金額その他見積要件が確認できない見積書
- (5) 持参によらない方法で提出された見積書
- (6) 所定の日時まで所定の場所に提出されない見積書
- (7) 第4条の参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (8) 見積りに関し不正の行為があった者の見積書
- (9) その他オープンカウンター方式による見積合わせに関する条件に違反した見積書  
(契約の相手方の決定)

第8条 前条各号に該当しない見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者（以下「最低価格見積者」という。）を契約の相手方として決定する。

- 2 前項の規定に関わらず、苫小牧市印刷物調達における最低制限価格制度実施要領第2条に規定する最低制限価格の対象となる印刷物の調達の場合は、有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって見積りした最低価格見積者を契約の相手方として決定する。
- 3 前2条における最低価格見積者が二者以上あるときは、当該者によるくじ引きで決定する。  
くじ引きの日程は電話等により速やかに連絡し、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない本市職員が代理でくじを引くこととする。
- 4 第1項又は第2項により契約の相手方が決定しない場合、市長は、予定価格を超える額での見積りをした最低価格見積者と予定価格の制限の範囲内で価格交渉の上、契約の相手方として決定することができる。
- 5 前項の場合において、最低価格見積者が2者以上いる場合は、当該最低価格見積者による再度の見積徴取を行い、価格交渉の相手方又は契約の相手方を決定するものとする。  
(契約の相手方の決定の通知)

第9条 前条の規定により、契約の相手方を決定したときは、契約の相手方と決定された者に対し、電話等により速やかに連絡するものとする。

(結果の閲覧)

第10条 オープンカウンター案件の結果は、契約締結日の属する月の翌月15日までに財政部契約課において書面により閲覧に供する。

- 2 前項の規定により閲覧に供する事項は次のとおりとする。
  - (1) 契約案件名
  - (2) 契約の相手方

- (3) 契約金額（単価契約の場合は支出予定総額）
- (4) 契約方法
- (5) 参加業者数
- (6) 契約日
- (7) 履行期限
- (8) 発注担当部署

3 閲覧に供する期間は、契約日の属する年度の翌々年度末日までとする。

（見積合わせの成立）

第11条 オープンカウンター方式による見積合わせは、見積業者が1者以上であるときに成立する。

（見積回数）

第12条 オープンカウンター方式による見積合わせにおいて、第8条に規定する場合を除き、再度の見積り合わせは行わない。

2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者がいない場合等、オープンカウンター方式による見積合わせが不調となったとき、市長は、指名方式による見積合わせを行うことができる。

（案件の取下げ）

第13条 市長は、契約を締結するまでは、オープンカウンター方式による見積合わせを取り下げることができる。見積書の提出期限後も同様とする。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市印刷物の調達におけるオープンカウンター方式による見積合わせ試行実施要領は、廃止する。

#### 附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。